

## 議会運営委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続調査として申し出た次の事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

平成 30 年 12 月 6 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教 様

議会運営委員長 佐 川 典 子

### 記

#### 調査事件名

##### 1 所管委員会及び全員協議会に関する事

#### 調査の経過

本委員会は、常任委員会の活性化を目指すため、平成 29 年 1 月 25 日付議会運営委員会、全員協議会で承認された「所管委員会及び全員協議会に関する事」により、平成 29 年 3 月「第 1 回定例会」から現在まで試行してきたが、改善すべき課題が明確になったことから、次のとおり調査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

#### 1 調査内容

- (1) 会議運営の対比（別紙のとおり）
- (2) 長所短所の対比（別紙のとおり）
- (3) 常任委員会の権限、全員協議会の役割（別紙のとおり）

#### 2 現状課題

- (1) 前述 1 (3) に表に掲げるとおり、全員協議会で定例会上程予定付議事件の一括説明を受けた場合、地方自治法第 109 条に基づく委員会固有の権限である所管事務の調査が委員会の枠を超え委員外議員も同席しているため、委員会権限の調査に支障をきたすこと。
- (2) 暫定試行の会議順序により、全員協議会で全議員が一括説明を受け、その場の質疑は議員として行い、さらに深掘りする付議事件を全員協議会后に委員会で決定して、理事者に対して説明員を要求し、その翌日以降の委員会で再度調査することは、
  - ① 委員会として所管事務の説明を受けていないこと
  - ② 質疑応答で全員協議会では議員の立場、委員会では委員の立場の区別
  - ③ 同日に質疑応答ができないことの非効率。説明から調査（質疑応答）までの連続性がないこと

- ④ 暫定試行前と比較して、2日間の全員協議会（協議事項、議会事項）、2日間の常任委員会（説明員要求する付議事件の協議、再度詳細を調査する委員会）と2日間の日程が消化されていること

など、当初に目標として掲げた「常任委員会の活性化」に向け、短所の課題が明らかになっている。

- (3) その他、短所は別紙の「長所短所の対比」に掲げるとおり

### 3 暫定試行の成果

- (1) 全員協議会で委員会所管事務の枠を超えた説明を別の常任委員会に委員外として出席しなくても、傾聴できること。  
 (2) 説明員を要求して、正式な委員会として調査していること。

### 4 総論（まとめ）

常任委員会活動を活性化するためには、地方自治法第109条に基づく常任委員会の所管事務の調査権及び議案等の審査権を明確にし、議会委員会条例第2条に規定する所管事務の調査・審査を各常任委員会で行うことから、委員会協議会で協議事項の説明を受けることが望ましい。

については暫定により試行してきた定例会前の全員協議会協議事項の全体説明は前述の法令に規定されている委員会の調査・審査とは別の会議の場であり、委員会の活性化には繋がっていないと考える。また、全員協議会後に行っていた各常任委員会でさらに調査・審査が必要な事件の説明員要求は、必要に応じて行うべきと考える。

なお、暫定試行で成果のあった、別の常任委員会の所管事務については、委員外の議員として別の委員会に出席できるため、その機会を生かしていただきたい。ただし、質疑応答は、委員外であるため全員協議会の協議事項の場で行うべきである。

また、常任委員会として調査・審査を行うことから、協議事項の説明を受けた後は、委員会で十分に協議され、当該事件等について、委員会の方向性をしっかりと見出ししていただきたい。

最後に、今後の定例会前の会議の進め方については、下記の順番で開催されるよう提案して報告する。

順番	委員会等の名称	調査等の内容
1	議会運営委員会	会期、一般質問・委員会報告日程、陳情要望の取り扱い、議員派遣（報告）、閉会中の継続調査
2	常任委員会 (理事者協議事項を含む)	町長協議事項、付議事件の委員会の方向性協議、陳情要望の取り扱い、閉会中の継続調査（調査・審査、視察、報告）
3	議会運営委員会	会期・一般質問日程、議員派遣、委員会報告、陳情要望・意見書発議、付議事件の付託
4	全員協議会	町長協議事項、常任委員会共通事項の説明、重要課題の説明、別の常任委員からの付議事件の質疑

## 「所管委員会及び全員協議会に関すること」の検討資料

### 1 会議運営の対比（これまでのまとめ）

※アンダーラインは比較の大きな変更事項

暫定試行（平成 29 年 1 月 25 日決定）	委員会等	平成 29 年 1 月以前
①なし。（必要な場合は妨げない）	正副委員長 事前説明	①あり。
②全員協議会の議案発送後に議長と議運委員長が全員協議会で理事者説明を受ける協議事項を選択し、議員と理事者に通知する。 ⇒実施していない ③全員協議会の理事者協議事項として定例会上程議案の理事者説明と質疑 <u>（議員全員が議案の詳細説明と質疑）</u>	全員協議会	<u>②常任委員会前の全員協議会なし。</u> <u>全員協議会理事者説明事項は理事者側で選択。</u>
④各常任委員会は全員協議会で説明を受けた上程議案を選択し、説明員を正式文書をもって要求して、選択した議案のみを再度委員会で質疑する ⇒ <u>全員協議会終了後に議案を選択し理事者に通知する時間的猶予なし</u> ⇒ <u>文書をもって通知した議案（必要な上程議案）のみの質疑しかできない。</u> 委員会協議会ではないため。 ⑤議案について委員会の方向性を協議していない。  ※全員協議会に課長職以外の説明員の出席を可としたが、実施はされていない。 ※全員協議会で協議事項のない所管課長等の退席を可とした。 ※H29 第 1 回定例会終了後に検証し、次回の定例会に反映するよう議員で協議することとしている。	常任委員会	<u>（所管委員会の議案のみ詳細説明と質疑）</u> ②閉会中の継続調査のため、正式な常任委員会を定例会前に開催 ③上記に併せて委員会協議会を開催し、定例会上程議案の理事者説明と質疑  ④ <u>上程議案以外の情報共有・質疑あり</u>  ⑤議案について委員会の方向性を協議
<u>（全員協議会（町長協議事項なし））</u>	全員協議会	⑥委員会共通議案・重要議案について、全員協議会で理事者説明と質疑

## 2 長所短所の対比（これまでのまとめ）

暫定試行（平成 29 年 1 月 25 日決定）	長所短所	平成 29 年 1 月以前
<p>①別の常任委員会委員の質疑が傾聴できること。</p> <p>②全員で上程議案全ての説明が傾聴できること。</p>	長 所	<p>①常任委員会協議会が情報共有の場として機能していること。</p> <p>②常任委員会の位置付けの高まりがあること。</p>
<p>①それぞれの常任委員会所管の全ての上程議案説明のため、時間的余裕がなく十分な質疑をする雰囲気でないこと。</p> <p>また、所管する議案等の質疑はそれぞれの常任委員会で質問できるため、全員協議会では質問しづらいこと。</p> <p>②所管委員会の場で質問したい。全員協議会で質問すると所管委員会が重視されにくいこと。</p> <p>③全員協議会での全体説明になってから、上程議案の説明資料が常任委員会協議会と比較して減少されている（気がする）。</p> <p>④各常任委員会だけでの学習では不足することもある。議員個々の上程議案の学習も必要。この試行による変化だけでは不十分。常任委員会・全員協議会の進め方（手法）にとられることが重要ではない。</p> <p>⑤時間的猶予がなく、理事者側の説明時間・質疑に十分時間が取れない。</p> <p>⑥この暫定的試行で常任委員会が活性化しているか疑問。</p> <p>⑦以前は各常任委員会議案（一部全員協議会共通資料）発送から全員協議会までの一週間程度あったが、試行では3日間しかなく、議案を確認する時間が足りない。</p>	短 所	<p>①常任委員長に対する事前説明に係る時間がとられること。</p> <p>②常任委員会相互の動きが分かりづらいこと。</p>

### 3 常任委員会の権限、全員協議会の役割

常任委員会の権限	全員協議会の役割
<p>1 調査権</p> <p>※調査＝調査事項の実態を把握し、分析し検討して問題点をとらえ、それらの問題点を改善し改革するにはどのような措置を講ずればよいか、とるべき対策なり政策を究明して結論を出すこと。</p> <p>①地方自治法第109条に基づく委員会固有の権限である所管事務の調査 ⇒議会委員会条例第2条に規定する所管事務</p> <p>②地方自治法第100条に基づく調査が議会から付託を受ける調査 ⇒調査種類／通常調査、議案調査、政治調査、事務調査</p> <p>③地方自治法第98条に基づく検査権を付託された場合 ⇒町村事務の書類・計算書を検閲し報告を請求し事務の管理、議決の執行・出納の検査をする</p> <p>2 審査権</p> <p>※審査＝議案、請願等の内容をよく検討して、(議案は)</p> <p>①可決すべきものか ②修正して可決すべきものか ③否決すべきものか</p> <p>(請願は)</p> <p>①採択すべきものか ②不採択すべきものか</p> <p>の結論を出すことである。</p> <p>①議会の予備的審査機関として条例で定められた所管に関する議案、請願等を審査する権限であり、会議規則に定める付託行為があつて行使できる。</p> <p>3 委員会の招集</p> <p>①招集権限 ⇒委員長</p> <p>②委員会の開催</p>	<p>平成20年の地方自治法改正で会議規則の定めにより「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場」(法100条第12項)として、法律上明確に位置づけされた。</p> <p>1 議会独自の協議又は意見調整</p> <p>①議会自体の行事や運営・活動の協議、意見調整</p> <p>2 本会議の審議に伴う協議又は意見調整</p> <p>①本会議審議過程で必要に応じ議会を休憩して話し合う場(議員相互の意見調整又は執行機関と議会の意見調整、または両者を合わせる場合あり)</p> <p>3 町長による事前説明及び意見の聴取</p> <p>①議会に提案予定の案件の事前説明 ②行財政運営上の重要問題 ③対外折衝関連事項等で意見を求める場合</p> <p>※本会議や委員会と同様の実質審議とならないよう節度をもって運用すべき。</p>

<p>⇒原則として会期中に限られる。</p> <p>③閉会中の継続審査・調査の議決あり ⇒閉会中でも開催できる</p> <p>④招集するとき ⇒あらかじめ議長に通知（日時、場所、事件等。説明員↓） ⇒議会内部の下審査（調査）機関であり、対外的な交渉の力を持たないため、議長名で出席要求を通知する。</p> <p>⑤委員会協議会 ⇒協議・調査のため開催。 ⇒全員協議会同様に法定の委員会協議会にもできる。現在は事実上の委員会協議会である。</p>	
--	--